

第1回 曽於市議会議員政治倫理審査会 会議録

令和7年6月20日（金）

13:00～

執行部控室

○次第

- 1 委員長の互選について
- 2 副委員長の互選について
- 3 審査会における条例第8条第8項の取扱いについて
- 4 審査請求書について
- 5 今後の審査日程について
- 6 その他

○出席委員

重久昌樹委員長、今鶴治信副委員長、徳峰一成委員、久長登良男委員
渡辺利治委員、原田賢一郎委員、矢上弘幸委員、山中雅人委員

○議長 山田義盛

○事務局職員

笠野局長、池之上次長、富永係長、鎌原主任

(13時00分 開会)

○事務局次長（池之上）

お疲れ様です。曾於市議会議員政治倫理条例に係る審査会が設置されました。初めての審査会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定に倣い、年長の原田委員に臨時委員長をお願いします。

○原田委員

それでは年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

これより第1回曾於市議会政治倫理審査会を開催いたします。本日の審査会は、配付しております会次第により進めます。

会次第1、委員長の互選についてを議題といたします。曾於市議会議員政治倫理審査会の委員長については、条例第7条第6項の規定により、委員の互選によりこれを定めるとなっていますが、ここで意見調整のためしばらく休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○原田委員

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、委員長の互選は指名推薦により行います。指名推薦の方は臨時委員長が指名したいと思います。これにご異議はありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○原田委員

なしということですので、委員長に重久委員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○原田委員

異議なしと認めます。

よって重久委員が委員長に当選されましたので、当席から当選の告知をいたします。

ただ今委員長に当選されました重久委員の就任のご挨拶をお願いいたします。

○重久委員長

皆様お疲れ様です。ただ今倫理審査会の委員長ということで選任いただきました。なかなかこの倫理審査会については難しいところもあるかと思いますが、皆様のご協力をいただきまして、より良い方向に導けたらと感じています。どうかよろしくお願ひします。

○原田委員

それでは委員長と交代いたします。

○重久委員長

次に会次第2、副委員長の互選についてを議題といたします。

曾於市議会議員政治倫理審査会の副委員長については、条例7条第6項の規定により委員の互選によりこれを定めるとなっておりますが、ここで意見調整のためしばらく休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○重久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、副委員長の互選は指名推薦により行います。指名推薦の方は委員長が指名したいと思います。これにご異議はありませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。副委員長に今鶴治信委員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって今鶴治信委員が副委員長に当選されたので、当席から当選の告知をいたします。

ただいま副委員長に当選されました今鶴治信委員の就任のご挨拶をお願いいたします。

○今鶴委員

副委員長に指名されました今鶴です。重久委員長を支えて、スムーズな倫理審査会が行わ

れるよう頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

○重久委員長

次に会次第3、審査会における条例第8条第8項の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局次長（池之上）

曾於市議会議員政治倫理審査会については、条例第8条第8項の規定に基づき、審査会の会議は公開となります。ただし、同項ただし書きにおいて「出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる」とあります。

つきましては、このたびの審査会を公開とするか非公開とするかについてご協議をお願いいたします。

○重久委員長

ただ今事務局より公開・非公開についての説明がありました。ただ今の内容についてご意見ございませんか。

○徳峰委員

当然のことながら公開すべきです。全国的にも報道された問題ですので、非公開なら大変な批判が出ます。当然、公開です。

○今鶴副委員長

以前の倫理審査会の時も、それぞれの自由な意見が出やすいということで非公開に決定したところです。マスコミ等の先行報道もあって、審査会が集中して審議もできないということで、結果が出たときは公開ですけど、審査内容は非公開であった方がいいのではと思います。

○徳峰委員

これ以上ぐずぐず言っても仕方ないから賛否を採って、事務局に、何人の賛成が必要ですか。

○事務局次長（池之上）

3分の2以上となっておりますので、5人以上です。

○重久委員長

5人以上の賛成があって非公開ということですね。

○事務局次長（池之上）

5人以上の賛成がいれば非公開となります。

○重久委員長

今、徳峰委員の方から賛否を採ってくださいという意見がございました。そのような形で進めててもよろしいですか。

○原田委員

はい進めてください。

○山中委員

私は異議があります。徳峰委員はマスコミ等、社会的注目度が高いから公開すべきということでしたけれども、私は逆の立場でございまして、マスコミに報道されたことで我々も過剰な注目を受けておりまして、審査に支障を来すレベルでございます。全国のテレビ等でも出ま

したので、岩水議員に聞いたところによると、嫌がらせの電話とか着払いで健康食品が来たりして、非常に家族等も含めて精神的に圧迫されているといったこともありました。これで審査過程までマスコミに出るとより促進されかねないので、私は今回の件は非公開が妥当だと思います。

○徳峰委員

こういった議論が委員長、出ますので。賛否しかないですから、職権でやってください。

○重久委員長

ほかにはございませんか。

○久長委員

今回の事案については、新聞、全国放送で放送されたわけです。記事にもなったわけです。そういうことで公開はされております。こういう審議の過程を公開ということになりますと、その都度新聞等に載る可能性があります。この議題だけではなく、将来的に汚点を残すことになる可能性があると思いますので、誰がいつ、こういう審査会にかかるかわからないわけですから、将来を考えた場合に、こういう会合は非公開にして、結論は公開しなければ倫理審査会をした意味がないですから、結果としては公開という方が望ましいのではないかと、将来的に見てもですね、その方法がいいと私は思っております。委員会は多数決というよりも全会一致で進めた方がいいような気がします。将来的に議員同士のにらみ合いというのは、曾於市のためには非常にマイナスの方向に働くのではないかと思うところであります。そこを十分理解しながら進めた方が、これを作るときにも私は申し上げたんですが、Aという議員をどうしても処罰しないといけないということで、この規定を悪用というより利用しながら例をとって言ったことがあります。道路交通法というのは法律に違反しますので、スピード違反で検挙された、たまたま、それがこういう議員は法律を破ったんだから政治倫理審査会にかけてこの人を処罰というと語弊がありますが、そのようにかけた方がいいと押し切ってしまうと、その人を陥れるというふうになると私はあまり良くはないのかと思います。今後いろいろ審議しながら、その人の色々な形での救済というか、救済ではありませんが、4年に1回選挙があります。市民の信託を受けて当選すれば議会に上がってくる、市民がこれは駄目だということになりますと、議会に上がってこれないと私は考えますので、こちらあたりは十分考えての処理をしないと、将来的にはこの倫理審査会の条文というのを都合のいいように受け取ってその人をというのは、あまりよろしくないと私は考えているところであります。以上です。

○重久委員長

今、最終的には公開ということでございました、当然だろうと思います。また、全会一致をもって結論を出したいというのも当然だと思います。交通違反の例を出されましたけど、それはそれとして、段階的に審査請求をされる方が指定されることだろうと思いますが、それがどうなのかというのはまた皆さんで議論していただきたいと思います。ほかにご意見がございますか。

○原田委員

議論がなんというのか、事実は事実なんですよね。ですからこの事実は直視しないと。あ

たかもそれを擁護するような言葉が出ておりますが、私はそうじゃないと思います。前回は非公開としましたけれども、これは曾於市民がみんな注目していますよ。悪いことは悪いと、これは事実です。そこははっきりとお互いに議論をしながら決めていくべき話であって、これは最初から隠蔽みたいな話ではないと思いますよ。そこはお互いに堂々と議論をすればいいわけです。それが本当に開かれた議会だと私は思います。

議員はみんな選ばれた選良だから倫理審査会も作る必要はないとあなたも前言われました。私もそう思います。だけど実際はこうです。1回目じゃないですよ、度重なるごとにずっとですよ。後から出てきますけどその内容が。そういうことがありますから、ここは開かれた議会の中で意見を出し合ってやる、これが私は当然のことだと思います。それが議会の努めだと私は思っています。でないと、うやむやにしてまた先に行くということであっては、本人のためにもよくないと思います。私はそう思います。だから、原則公開ですので、今回はぜひ公開でするべきだと思います。

○久長委員

私はうやむやにするとかそういうのではなくて、しっかり審議をすることは審議をしないといけないと思います。色々あったわけだから、事実は事実ということで私も思っております。本人にも前に言ったんですよ。悪いことは悪いということでそれは正さないと駄目ですよということで厳しくも言いました。そういうことも言っております。当然審議は公平に、私はしないといけないと思っております。だけど、一回一回マスコミを呼んで、審査会の内容を結論が出ない中でマスコミなどいろんな人が来れば、言いたいことも言いたくないし、聞く人が過剰的に書いたり、そういうおそも、まだ結論が出ないのを途中で言われたりすると、また報道が一人歩きをするのではないかと思ったりするわけですから、そこらあたりは非公開にして、後の内容等をですね、本人にも厳しくやっぱり言って知らしめる方法もあるのではないかと思うところでしたので、非公開の方がいいのではないかと私は思ったところです

○今鶴委員

最終的には、全会一致までとはいからくとも、私も前回の時非常に、裁判官ではございませんので、議員が議員を裁くような倫理審査会であります、という中で最終的に、委員の3分の2以上の方が出席されて、その4分の3以上の方がこの罪に値するというのが決まらないと何も結論は出せないということです。そしてまた今日は入り口で委員長、副委員長を決められるということでありましたので、審査の内容はまだ諮らないところでありますが、私は倫理審査会が開かれた時に提出者の方にお伺いしたいことがございまして、本会議中に今回の事案はですね褒められたことではございませんけど、曾於市議会というのを重要な思っていらっしゃるなら、どうしてこの審査会が、まだ私たちが審査もしていない内容が新聞報道、ましてや全国版に流れたということですね、ここにも書いてありますけど、委員になった場合は守秘義務があると書いてありますけど、そのうち聞くことありますが、よくその時は内容がわかりませんでしたけれども、副議長から議長不在のおりに倫理審査の申込みがあったところで仮に受け取ったと言うことは聞きました。迫議長も不幸にして亡くなりましたけど、その時は相当重体な状況であって・・・非公開で一応内々でしながら、結果が出た場合は議長に報告して、議長が公開という、これが私はいいのではないかと思うのですが、皆さん

入り口で、多数決でやられるのであればですね、今後なかなか意見の一致を見いだすのは非常に困難になっていくという気はしております。これは私の個人的意見です。

○徳峰委員

いいですか、こういった議論は想定されましたので、だからこの条例に基づいてですね、さっきお二人からも4分の3条項も触れられましたけども、いろんな条例、規則も含めからみがありますので、ですから賛否しかないと思います。残念ながらですね。公開は前提と書いてあるわけだから、原則って、これは原則に則ってやるしかないと思うんですよ。

○重久委員長

ほかにはございませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○重久委員長

ないようですので、それぞれご意見があるようですので、原則公開ということになります。非公開を言われる方がいらっしゃいますので、多数決で決めないと。今鶴副委員長が言われたように全会一致の方向がいいわけですけれども、今の状況ではなかなか歩み寄りもできないというふうにご意見もございますので、ここはご了解をいただいて多数決による公開、非公開を決定したいと思いますが、それでよろしいですか。

○山中委員

確認なんですけれども、公開した場合、マスコミ等が来た場合、それはもう許可されるんですか、委員長としては。

○重久委員長

そうですね。一応公開と。

○徳峰委員

当然ですね。マスコミに限らず、市民の傍聴も含めてですね、民主の基本原則だから。

○山中委員

その点なんですけれども、13条に公表義務はあるところではあるんですけども、当該議員に対する名誉回復措置等もあるところなんですけれども、何度も何度もマスコミに公開されると当該議員の名誉回復措置も不可能となってしまいますので、仮に処分が決まったと、例えば、戒告処分なり全協での処分なり色々あると思うんですけども、それが決まってから公表する分にはいいと思うんですけども、この審査会が一からマスコミに報道される状況だと名誉回復措置も無理だと思うので、これは本当に公開というのはふさわしくないということを意見として付したいと思います。

○重久委員長

山中委員の意見としてお伺いしておきたいと思います。それでは進めさせていただきます。それでは、非公開とすることを望まれる人を5人以上ということでございますので、決を採りたいと思います。今の審査会については、非公開とした方がよいと思われる方挙手をお願いします。非公開。

(4名挙手)

○重久委員長

4名ということになります。5名以上必要でございますので、この審査会については公開ということにさせていただきます。

○渡辺委員

いや、違うでしょ。非公開だから。

○重久委員長

非公開としたい人は挙手をお願いします。非公開。公開しない。今手を挙げられたですね。公開しないという意見でした。

○渡辺委員

公開しない。

○今鶴委員

3分の2にはいかないから公開と。

○重久委員長

多数決のとおり、5名以上とはなりませんので、公開とさせていただきたいと思います。よって、次回以降の審査会につきましては公開といたします。

○久長委員

公開ということで決まったわけですが、その中で、普通の委員会も公開ですね。委員長によつては、この件については、この議題については非公開でするというのがあるわけですが。

○徳峰委員

そんな規定はないですよ。

○久長委員

いや、申し合わせですよ。もし、何かがあつて今回は公開だけど非公開にするということも考えられるわけですか。

○重久委員長

もし何かがあつてと抽象的ですけど。

○久長委員

何かというのは分からんですけど。

○徳峰委員

私たちは議会人だから、ここでは、こんな大事な問題というのはあくまで法律、条令、規則等を大原則にやっぱり議論しないと、意見はかみ合わないと思うんですよ。だから一定のこととを想定しての議論というのは、生産的ではないと思うんですよ。今の段階では。公開というのが一応確認されましたので。ただ、私は公開に関して、9条の関係で議会事務局の意見を聞きたいんですよ。公開は今決定しましたけれども、9条の中で、これは議会事務局長しかお答えできない内容ですが、9条の中で守秘義務というのがありますけれども。真ん中あたりに審査に関して知り得た秘密を議員以外に漏らしてはいけないと。この秘密という言葉がどうも引っかかる言葉なんですよ。これはどういったことですか。具体的には。公開が原則ですから。当然、新聞記者だけではなくて一般市民も関心のある方は傍聴ができるわけですよ。あるいは、審査の過程の中で傍聴者、新聞記者を含めて、その話を一般の人に話すことも禁

止されてないわけですよ。これは民衆の受ける公開の大原則ですからね。この9条の秘密というのはどういうことですか。

○事務局長（笠野）

今、徳峰委員の方から指摘がありましたけれども、先ほど公開というふうに決定いたしましたので、ここで決まったことは公開ですので、当然それはこれに当てはまらないと思います。

○徳峰委員

その点で、これは私自身のこともあるもんだから。というのも私は毎週曾於民報を出していますから。委員の一人としてここで議論されたことをその都度民報に書いても客観的な事実に基づいた内容であつたら、公開の原則に基づいて何ら制約は受けないですよね。その1点だけを確認させてもらいたいんですよ。公開ですから。私は民報で出したいと思ってるから。あくまで公開だからですね。民報に出した内容がおかしいということなら各委員の方々からその都度指摘をしたらいいと思うんですよ。あくまで必要最小限のことは書きたいと思ってるもんですから。そのことで、一応この条例上も問題ないということで事務局長の確認をしたかったんですよ。それでよろしいですね。

○事務局長（笠野）

今、公開と決まりまして、この審査会で議論された内容につきましては、そのまま公正な立場で記事を書いていただければ、それは特段問題ないかと思います。

○今鶴委員

今の9条で、事務局長の、法律に伴うというか条例だからその答弁で確かにいいんですか。ここに9条が謳ってあるんですが、守秘義務って。非公開にした場合がこの9条に当たるのか。だからそこをちゃんと確認して進んでいかないと、ここの9条を謳ってある意味を私たちもめったに読むこともありませんので、どういう場合かというのを。非公開の場合にこの9条が生きてくるのか、もう公開になった場合はそれは関係ないのか。ここはやっぱりしっかり確認をした方が、これに反対とか賛成ではないんですけど。法律的なものですから。

○事務局長（笠野）

今この9条に関してはですね、公開非公開とはなっておりませんので。当然、先ほどから申し上げているとおり、公開になった審査会については、この会議で出た意見というのは秘密にはならないと理解しております。

○徳峰委員

一応了解しました。それが全体の要点の今のありようだと思うんですよ、事務局長の。一応その点は確認したかったんですよ。それと公開の意味がなくなってしまうからですね。

○重久委員長

今この9条の秘密のところと公開のところの関連があります。局長からは今公開ということでここには当たらないという発言がございました。今日はそういうことで皆さん公開ということであれば全体的に公開なので、議員以外に漏らさないというところは当てはまらないと思います、おっしゃるとおりですね。非公開となった場合のことだろうと思いますが、もう一回どこかで確認をしていただいて、また今日じゃなくてもいいです。

○事務局長（笠野）

はい。

○徳峰委員

今、公開と決まったから、休憩をはさんで、新聞記者が待機してるからですね。もう出席はできるわけだから。一応次回からじゃなくて、今現在決まったわけだから。もし、新聞記者が希望されたら出席してもらった方がいいと思いますので。

○今鶴委員

あの、誘導するみたいに、要望が来ているんだったら公開で入室も可能かと思いますけど、徳峰さんが誘導するみたいに新聞記者が入ってもいいですよと、まだ入っていいかも委員会に諮ってないですがね。諮ってからですよ。

○徳峰委員

公開と決まったわけですからね。

○今鶴委員

いや、決まつても要請があればまたここで判断することで。

○徳峰委員

要請って分かってないわけで、新聞記者は今公開非公開が分かってないから、一応局長の方で公開となりましたって、あと出席するかどうかは本人の問題ですよ。誘導じゃないですよ、よく考えてください。

○今鶴委員

いや、それは言葉の・・・

○山中委員

本当にですね、今回初めて参加するんですけど。政治倫理審査会は、もって清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的であって、マスコミにそれを流して社会的地位を下げる目的ではないはずなんですよ。

○重久委員長

それは公開すると決まったんだから。

○徳峰委員

さっきも議論したですがね。

○山中委員

そういうことではなくて、なぜ。いや、副委員長のおっしゃったとおりでして。コンコンと入ってきて、新聞記者が入る分には問題ないんですけど、なぜ誘導するようなことをするんですか。

○徳峰委員

別問題だけども。まだ、さっきの段階では公開か非公開か決まってなかったからマスコミの方も向こうに待機してるわけですよ。公開と決まったから一応公開と決まったとそれだけですよ。出席してくださいということではないですよ。そのことは連絡するのは礼儀というか常識だと思うんですよ。本人が出席するかどうかは本人の問題ですけどね。それだけ言ってるんですよ。

○渡辺委員

次回の委員会から入って、本人の確認で、今日はこれで一応ご遠慮という形で。この次からはマスコミが入りたいと言ったらそれはOKということで。今日だけは遠慮していただければ。

○徳峰委員

私はマスコミの代理じゃないから、渡辺さんの意見を尊重して。

○重久委員長

今ご意見もありましたけれども、本日については審査請求書の確認と今後の日程、公開非公開はもう決まりましたので、次回からということでおろしいですかね。

○事務局長（笠野）

私も南日本新聞の方から聞いておりますので、今日の結果を今お伝えしてよろしいですか。

当然公開になれば入ってこられると思ってらっしゃると思いますので。

○渡辺委員

今、委員長が言われたようにこの次からお願いしますということになれば

○重久委員長

確認をさせてください。今、徳峰委員の方からは公開になったから記者さんを入れてください、入れてもいいんじゃないですかというご意見もあって、山中委員の方からは反対の意見もございました。今日については、公開非公開のところが主だったのかなと私も感じております。審査請求書については以前出されたものの確認ですので、あと今後の日程なので、そこは今日は記者さんの方からそういう話があったのであれば、今回こういうことで会の中では、次回からお願いしますということでお伝えするということでおろしいですか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○重久委員長

次回からお願いしますということで。暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○重久委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に会次第4、審査請求書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局次長（池之上）

会次第の次のページに審査請求書がついておりますけど、そちらをご覧いただきたいと思います。改めて審査請求書の内容を確認させていただきたいと思います。審査請求日は令和7年5月7日。請求者については、土屋議員を代表とする4名の連署となっておりまして政治倫理条例第6条で定数の5分の1以上、4名以上の連署となっておりますので適当となっております。調査対象議員は岩水豊議員です。対象となる事由の該当条項ですが、曾於市議会基本条例、会議規則等の記載もあるところですが、政治倫理条例では第2条、また、第3条第1項となっており、これらに違反しているとするものであります。対象事由の内容は、令和7年3月定例会の本会議中に2日にわたって離籍して弁当購入に行っていたと記載されております。事由を称する資料添付欄については、対象事由の内容に関して3点ほど記載されて

おりますのでご確認いただきたいと思います。当該審査請求書が提出されまして、以上が政治倫理審査会が設置されることとなった経緯であります。

○重久委員長

これについては何もないですね。事実なんで。こういうことでなされたという確認でございます。続きまして、会次第5、今後の審査日程についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局次長（池之上）

はい、条例第8条第5項の規定に基づきまして、審査のために必要があると認めるときは、被審査議員及び審査請求者に対して出席を求め、意見又は事情の聴取を行うことができます。次回の審査会において、被審査議員及び審査請求者の代表に対して出席を求めるかご協議いただきたいと思います。また、出席を求める場合、それぞれ出席を求める日時等を決めていただければと思います。

○重久委員長

ただいま事務局から説明がありましたら、次回の審査会において、被審査議員及び審査請求者に対して出席を求め審査を行いたいと思いますが、本審査会に両者を出席させることについてご異議ございませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○重久委員長

ご異議なしと認めます。よって、両名を次の審査会に出席させることに決しました。

次に両名の出席を求める日時を決めたいと思います。

ここで、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○重久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次の開催日を7月16日の2回目の議運終了後ということにしたいと思います。被審査議員及び審査請求者の出席については、議運終了後ということですので、その旨お伝えして、ここはもういいですね、時間等についてはその時の対応ということでおよろしいですかね。

[はいと呼ぶ者あり]

○重久委員長

そのようにしたいと思います。被審査議員と審査請求者はその時の対応で時間を決めてお伝えしたいと思います。次に会次第6、その他を議題としたいと思いますが皆様から何かございませんか。

[なしと呼ぶ者あり]

○重久委員長

特ないようすで本日の会を終了いたします。ありがとうございました。

(13時46分閉会)